

# 教育委員会会議提出議案

第 9 号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 1 0 日  
教 育 長

(理由)

福岡県行政改革大綱に伴う教育事務所の体制見直し等により教育庁組織規則の一部を改正するもの。

## 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 の制定について（概要）

### 1 改正内容

- (1) 社会教育課において、地域学校協働推進班と社会教育班を統合し、地域学校協働活動業務と他の社会教育業務を一体的に行うこととしたもの。
- (2) 義務教育課の分掌する事務に、ICTを活用した教育の指導助言について明示したもの。
- (3) 福岡県行政改革大綱に伴う教育事務所の体制見直しにより、規定の整備を行うもの。
  - ア 京築教育事務所における県費負担教職員の給与に係る事務を、筑豊教育事務所に集約するもの。
  - イ 南筑後教育事務所における県費負担教職員の給与に係る事務を、北筑後教育事務所に集約するもの。

### 2 施行期日

令和7年4月1日

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号の表社会教育課の項中「地域学校協働推進班」を削る。

第十五条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における  
ICTを活用した教育の指導助言に関すること。

第二十一条ただし書を次のように改める。

ただし、第二号に掲げる事務のうち、北九州教育事務所及び京築教育事務所の管轄区域に係る給与に関する事務にあつては筑豊教育事務所が、南筑後教育事務所の管轄区域に係る給与に関する事務にあつては北筑後教育事務所が分掌する。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

○ 福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）新旧対照表

改正案	現行								
<p>第一条〜第七条（略） （部に属する組織）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育振興部</p> <table border="1" data-bbox="153 555 778 694"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>総務・文化係 社会教育班</td> </tr> </table> <p>第九条〜第十四条（略） （義務教育課の分掌事務）</p> <p>第十五条 教育振興部義務教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十（略）</p> <p><del>十一 公立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校におけるICTを活用した教育の指導助言に関すること。</del></p> <p><del>十二〜十四（略）</del></p> <p>第十六条〜第二十条（略） （教育事務所の分掌事務）</p> <p>第二十一条 前条第二項の表の上欄に掲げる教育事務所にあっては、同表下欄に掲げる管轄区域について、次の各号に掲げる事務を分掌する。<del>ただし、第二号に掲げる事務のうち、北九州教育事務所及び京築教育事務所の管轄区域に係る給与に関する事務にあつては筑豊教育事務所が、南筑後教育事務所の管轄区域に係る給与に関する事務にあつては北筑後教育事務所が分掌する。</del></p> <p>一〜六（略）</p> <p>第二十二條〜第二十六條（略）</p>	（略）	（略）	社会教育課	総務・文化係 社会教育班	<p>第一条〜第七条（略） （部に属する組織）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育振興部</p> <table border="1" data-bbox="839 555 1465 694"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>総務・文化係 <del>地域学校協働推進班</del> 社会教育班</td> </tr> </table> <p>第九条〜第十四条（略） （義務教育課の分掌事務）</p> <p>第十五条 教育振興部義務教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十（略）</p> <p><del>（新規）</del></p> <p><del>十一〜十三（略）</del></p> <p>第十六条〜第二十条（略） （教育事務所の分掌事務）</p> <p>第二十一条 前条第二項の表の上欄に掲げる教育事務所にあっては、同表下欄に掲げる管轄区域について、次の各号に掲げる事務を分掌する。<del>ただし、第二号に掲げる事務のうち、北九州教育事務所の管轄区域に係る給与に関する事務にあつては筑豊教育事務所が分掌する。</del></p> <p>一〜六（略）</p> <p>第二十二條〜第二十六條（略）</p>	（略）	（略）	社会教育課	総務・文化係 <del>地域学校協働推進班</del> 社会教育班
（略）	（略）								
社会教育課	総務・文化係 社会教育班								
（略）	（略）								
社会教育課	総務・文化係 <del>地域学校協働推進班</del> 社会教育班								